

2021 年度防災管理者等研修会（第 2 回）
2021 年度コンビナート事業所保安対策推進連絡会（第 2 回）

2022 年 3 月 11 日

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

はじめに

本研修会及び連絡会は石油コンビナート等災害防止法（石災法）対象の特定事業所と高圧ガス保安法（高圧法）対象の特定製造事業所を対象としたものです。研修会については石油コンビナート等防災計画に基づき防災管理者に対して石油コンビナート区域における防災体制の一層の充実を図るために実施されるものです。また、連絡会についてはコンビナート事業所を対象とした法令周知、保安情報、事故情報等の普及啓発のために実施しています。

本研修会等の出席者や議題内容に一部重複する面があることから、平成 22 年度から併せて開催しているところです。

議 題

1 2021 年度 石油コンビナート等防災本部訓練の結果について【共通】（資料 1）

石油コンビナート等特別防災区域での災害発生時に、特定事業所の被害状況に関係機関が迅速に把握・共有する体制を維持するため、FAX 等による「情報受伝達訓練」を行った結果、69 の特定事業所が参加し、概ね適切に行われました。報告のなかった 2 事業所には改善を求めました。（2021 年 8 月 20 日実施済）

情報受伝達訓練では、ほとんどの事業所が適切に対応したにもかかわらず、2021 年 10 月 7 日に千葉県西部で発生した地震（横浜市・川崎市で震度 5 弱を観測）では、多くの事業所から被害状況の FAX 等が届きませんでした。今回の地震を踏まえ、改めて「地震・津波発生時における石油コンビナート施設被害状況等把握マニュアル」により、各自対応を確認いただくようよろしくお願いいたします。

また、石油コンビナート等特別防災区域における災害発生直後の初動対応の習得・習熟 及び 関係各機関同士の連携を維持するため、主に初任者に向け、災害対策本部を主体とした情報の受伝達等、各機関の主な活動内容について、スライド資料を用いた講義形式と机上訓練を組み合わせた「合同図上訓練」を実施し、関係機関から計 43 人の参加がありました。（2021 年 10 月 21 日実施済）

【質疑】

- Q. 特別防災区域で震度 5 弱以上の判断について、「神奈川県東部で震度 5 弱以上」となっているが、報告を要する所在地の震度は川崎市・横浜市ではなく、「神奈

川県東部」で確認する必要があるか。

- A. 一番早い気象庁による本県の震度情報で、用いられている区域名は、特別防災区域が存在する横浜市と川崎市が含まれる神奈川県「東部」又は「西部」のいずれかになるため、「神奈川県東部」で観測された場合の確認が必要です。

<気象庁ホームページの URL>

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/shindo-name.html>

2 2021年度 神奈川県石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査の結果ほかについて【防災管理者等研修会】（資料2）

2015年に「神奈川県石油コンビナート等防災計画」の修正を行った際、「特定事業所における予防対策」を充実させました。充実させた予防対策等の取組状況を把握するため、2016年度から本調査を開始することとしました。

今年度は、取組状況調査の調査項目から、集中的に確認及び指導を実施する項目を定め、聞き取り調査及び現地調査を実施いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

次年度以降も、取組状況調査の結果を踏まえ、現地調査を行う予定です。ただ、事業所のアンケート結果によっては、同じ事業所に対して複数年連続で現地調査を行うケースがございますので、調査へご協力のほどよろしく申し上げます。

3 2021年に発生した異常現象及び高圧ガス事故について【共通】（資料3）

- 2021年1月～12月までに発生した異常現象及び高圧ガス事故について資料のとおり取りまとめました。
- コンビナート事業所の事故としては、石災法の規制を受ける特定事業所と、高圧法コンビ則の適用を受ける特定製造事業所それぞれの事業所で発生した事故を、石災法の定義で異常現象、高圧法の定義で高圧ガス事故としています。今年度は他県において、他県において高圧法の定義によらず、異常現象として高圧ガス事故を規定していたとして、指導された事案がありましたので、ご確認ください。
- 2021年は同一事業所での複数の事故の発生、また、同じような事象での発災が増えました。事故防止のために、構内ルールを設けていても、そのルール自体を理解していない・浸透していない・暗黙の了解で、といった発災案件もあります。事故発生時には作業基準を見直して終わり、ではなくて、その設備の運転等に関わる人、全員での再発防止の検討・実行をぜひよろしく願いいたします。今後とも事故発生時には適切な再発防止を検討くださるようお願いいたします。

4 コンビナート事業所の高圧ガス事故等に関する事例分析【共通】（資料4）

一般社団法人 神奈川県高圧ガス保安協会 コンビナート部会では県内コンビナート事業所の事故件数の減少および大規模事故の未然防止に役立てるため、「コンビナート事業所の高圧ガス事故等に関する事例分析」と題し2015年から2019年の過去5年間に発生した神奈川県内異常現象について事例の整理・分析を行いました。その活動成果の概要を紹介いただきました。

なお、当該調査報告書については県消防保安課のHPで公表しています。

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi/ijyougennsho_bunseki.html

【質疑】

Q. 資料4スライド9ページ目で、『B4 誤操作と B8 点検不良が前回調査から改善』とあるが、改善に至った経緯がわかると、有益な活動として事業所内で展開できると感じた。この点について調査していたらご教示ください。

A. 『「B4 誤操作」と「B8 点検不良」が前回調査から改善』した理由について、発災事業所に対する直接的な調査は行っていないが、協会コンビナート部会の委員所属事業所における事故のフォロー状況のアンケート調査を実施したところ、「発生した事故の再発防止対策実施済み 100%」、「対策の水平展開（継続的・長期計画的に実施するものを除く）実施済み 100%」でありました。

その結果から、発災事業所における同様の事故、並びに類似する事故に対する再発防止対策として、作業手順書の整備や社員教育等の対策が進んだことにより、「B4 誤操作」と「B8 点検不良」による事故減少につながったものと思われます。

5 高圧ガス保安法に基づく立入検査について【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】（資料5）

- 2020 年度の立入検査は、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び直近の立入検査の実施状況から立入検査に代わるアンケート調査を実施しました。調査内容は主なものとして、1 事業所における感染拡大防止の取組について（資料5別紙参照）、2 人材育成及びスマート保安の導入について確認させていただきました。
- 2021 年度の立入検査は、県が保安検査を実施しない認定事業所を対象に、1 法手続き・審査体制、設備管理、さらに2020年の調査結果でスマート保安の取組が進んでいることから、2としてスマート保安の取組状況について併せて確認させていただきました。
- それぞれの取組結果について、資料のとおりまとめましたので、今後の感染対策やスマート保安のきっかけにしていいただければ幸いです。

6 高圧ガス保安法関係法令の改正等について【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】（資料6）

（1）法令改正、国の動向について

前回、2021年7月の連絡会以降にありました法令改正等、主な国の動向については次のとおりです。

- 冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和（2021年10月27日）
- 高圧ガス製造保安責任者試験等の手数料の改定（2022年1月26日）
- 「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」閣議決定（2022年3月4日記者発表）

※その他、前回お知らせしたCEの定義見直し（令和3年4月1日施行）について、資料にあるような図等の情報提供がありましたので、参考までにご紹介します。

（2）2021年度事例からの注意喚起・相談対応等の情報提供

今年度、相談・対応した事例の中で、複数の事業所で起きた案件など他の事業所でも参考になりそうなものを説明します。

① 高圧ガス容器に対する容器再検査不備について

県内事業所において、高圧ガス保安法第48条第1項第5号に基づく容器再検査を実施していない容器に高圧ガスを充填し、消費している事案が複数確認されました。高圧ガスを容器へ充填する場合には、その容器が容器再検査に合格し、かつ再検査の有効期間内である必要があります。

今回、容器再検査不備が判明したのは、品質管理を目的とした定期的な試料採取用の高圧ガス容器です。

再検査不備に至った原因としましては、容器の維持管理についての認識が薄かったことや高圧ガス保安法の理解不足から容器保安規則が適用される容器であるという認識がなかったことが挙げられます。

貴事業所で取り扱う容器が、高圧ガス保安法容器保安規則が適用される容器であるかを今一度確認し、高圧ガス容器の適正な管理及び使用について、法律を遵守いただきますよう徹底をお願いいたします。

② 工事内容の確認・共有の徹底について

熱交換器のチューブバンドル更新工事に伴う申請において注意を要する事例がありましたので情報共有します。

該当の熱交換器は、特定則制定前のいわゆる「特定設備相当品」ですが、申請時に当該機器の検査を「特定設備検査」として申請しました。このことによ

って、県の完成検査未受検及び委託検査受検前の県への事前確認不備が発生しました。今回の原因としましては、工事担当・申請書類作成の担当と申請書類確認・提出の担当者間の情報共有不足や製作会社への情報伝達不備が原因として挙げられます。

部門が複数にわたっている場合、コロナや電子化で直接的なやりとりが減っていることもあるかと思います。事業所の皆様におかれましては、工事内容の確認・県への最終的な申請事項の共有については徹底するようお願いいたします。

また、変更する設備が「特定設備」と「相当品」のどちらにあたるのか、そして、「特定設備検査」と「委託検査」のどちらの検査を受けるのか、間違いやすいため、よくご確認ください。取扱いに不明な点がありましたら、県へ事前にご相談ください。

③ 安全弁の設定圧力の変更について

安全弁の設定圧力の変更は変更許可申請の対象であり、作動試験が可能な装置については、完成検査での作動検査が併せて対象になります。

今年度、変更許可申請を失念していた事例や、完成検査対象との認識がなかった事例がありました。申請を失念した原因は、事業所内でルール整備がされていたものの、工事の詳細を確認せず法申請不要と判断したことによるものです。

安全弁に係る工事や整備を行う際には、設定圧力の変更の有無、完成検査の必要性について確認するようお願いいたします。

④ 非認定品・認定期限切れのバルブの手続き及び完成検査内容について

非認定品のバルブへ変更した工事において、完成検査記録の中に肉厚測定の記録がなかった事案がありました。認定品は認定試験者試験等成績書で肉厚測定等を担保していますが、非認定品は耐圧試験や肉厚測定等を実施しなければいけませんので、非認定品への変更工事を検討される際はご注意ください。また、認定証の有効期限（3年）が過ぎたものについても、非認定品と同様の扱いになります。

7 そのほか

- ◆ **令和4年度年間計画の提出について【コンビナート事業所保安対策推進連絡会】**
消防保安課では毎年、高圧ガス特定製造事業所の保安検査計画や施設稼働計画などを把握し、許認可、検査、保安指導等の参考とするため、年間計画調査を実施しています。

2022年3月1日に、表題調査を「高圧ガス施設の定期修理等に係る年間計画報告書の提出について（依頼）」として電子メールにより依頼していますので、送付した様式に記入いただいた上、3月22日（火）までに消防保安課まで提出いただくようお願いいたします。（郵送・電子メールでの提出可）

◆ そのほか【共通】

- ・ 本研修会等の資料については消防保安課のHPにて後日公開する予定です。事業所内部での情報共有等にお役立てください。
- ・ 次回の開催は2022年7月を予定しています。なお、新型コロナウイルスの影響により、中止又は書面による開催になる場合があります。
- ・ 県のメールアドレスのドメインが次のとおり変更になりました。お手数ですが、お渡ししている名刺やアドレス帳など、登録いただいていたら修正くださるようお願いいたします。

旧) ×××××.×××@pref.kanagawa.jp (2022年2月末で利用中止)

新) ×××××.×××@pref.kanagawa.lg.jp

※@より前のアドレスの変更はありません。

- ・ 開催案内等については現況調査等からご報告いただいたメールアドレスにご連絡します。ご担当者の変更等がありましたら随時こちらまでご連絡ください。その際、高圧法の担当者か石災法の担当者か明記いただけると幸いです。

消防保安課高圧ガス・コンビナートグループ

kombinat.hn@pref.kanagawa.lg.jp

↑↑↑ 前回から@以下に変更があります。